平成２７年（フ）第８６号
静岡県島田市川根町身成3298番地の７、住民票上の住所静岡県榛原郡吉田町片岡2048番地の16
債務者　柿平　　智
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０７号
静岡県焼津市祢宜島601番地の４　Ｊアーデン201、旧住所静岡県焼津市西焼津29番地の２オラシオンM403
債務者　藤木　博司
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０９号
静岡市清水区上原２丁目５番８号　２－Ｄ、旧住所静岡県藤枝市藤岡５丁目391番地の１
債務者　松永　輝章
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０８号
静岡市駿河区見瀬172番地　カランブールＳＡ－203
債務者　大木　千浪（旧姓原）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５１号
静岡市清水区折戸433番地の133
債務者　小林　一美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３１号
静岡市葵区西草深町26番11号、旧住所静岡市駿河区東新田４丁目１番１－608号
債務者　金子　哲也
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４６６号
神奈川県足柄上郡開成町宮台178番地２
破産者　有限会社フレンドリ
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４６７号
神奈川県足柄上郡開成町宮台178番地２
破産者　株式会社サンウェイ
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２５号
沖縄県浦添市安波茶１丁目２番７号１階
破産者　株式会社ＭＭＫ
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３１号
島根県鹿足郡津和野町池村1942番地１
破産者　株式会社ニッテツ
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第４１号
群馬県高崎市上並榎町1009番地６－101
破産者　株式会社Ｂａｃｋ　Ｈｏｍｅ
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２２７号
群馬県安中市鷺宮858番地６
破産者　有限会社コスモス
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２５号
群馬県高崎市石原町2617番地
破産者　有限会社信英商事
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４号
静岡県沼津市千本港町100番地の１
破産者　有限会社港ミートセンター
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
鹿児島県鹿屋市古江町7269番地
破産者　有限会社一洋丸
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
沖縄県豊見城市字上田559番地
破産者　アールシーエス株式会社
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４３３号
仙台市宮城野区蒲生字蓬田前23番１号
破産者　プリモフーズシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
秋田県男鹿市船越字前野35番地の１
破産者　株式会社オール自販
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
千葉県館山市大神宮461番地
破産者　龍崎　宏夫
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部